

(仮称) 恵庭市在宅医療・介護連携支援センター

業務委託事業者の選定結果

1	事業名	(仮称) 恵庭市在宅医療・介護連携支援センター 業務委託事業者				
2	選定事業者	医療法人 北晨会				
3	選定方法	公募を行い選定委員会での審査により選定いたしました。 (仮称) 恵庭市在宅医療・介護連携支援センター業務委託事業者 選定委員会設置要綱に基づき選定委員会を開催し、2 法人より 提出のあった応募書類の内容を、委員の書類審査、事業者プレゼン 審査、ヒアリング審査による総合審査を実施いたしました。				
4	選定結果	選定結果は以下のとおりです。 評価得点の満点は 200 点で、選定委員会で審査の結果、総合 得点の高かった「医療法人 北晨会」を委託事業者として選定 いたしました。 <table><tr><th>結果</th><th>応募法人</th></tr><tr><td>選定事業者</td><td>医療法人 北晨会</td></tr></table>	結果	応募法人	選定事業者	医療法人 北晨会
結果	応募法人					
選定事業者	医療法人 北晨会					
5	開催日	第 1 回 平成 30 年 1 月 18 日 (木) 第 2 回 平成 30 年 1 月 26 日 (金) 第 3 回 平成 30 年 2 月 5 日 (月)				

今後のスケジュール (予定)

1	平成 30 年 2 月 6 日 (火)	理事者決裁
2	平成 30 年 2 月 7 日 (水)	結果通知 (応募 2 法人) ※決裁後
3	平成 30 年 2 月 8 日 (木)	結果公表 (恵庭市ホームページ) ※決裁後
4	平成 30 年 2 月 14 日 (水)	恵庭市社会福祉審議会高齢者福祉・介護保険専門部会
5	平成 30 年 2 月 日 ()	設置準備
6	平成 30 年 3 月 15 日 (木)	厚生消防常任委員会報告
7	平成 30 年 4 月 1 日	委託契約

介護予防・日常生活支援総合事業通所型サービス C

(恵庭市通所型短期集中予防事業) 委託事業者の選定結果について

1. 事業名 恵庭市通所型短期集中予防事業

2. 公募期間 平成 29 年 12 月 14 日～27 日

3. 応募事業者 5 事業者

4. 選定方法

恵庭市通所型短期集中予防事業委託事業者審査要領に基づき、選定会議を開催のうえ応募書類の内容の審査を行い、次のとおり委託事業者を決定いたしました。

選定会議 平成 30 年 2 月 9 日 (金) 実施

5. 委託事業者

事業者名	住 所
ワーカーズコープ恵庭地域福祉事業所	恵庭市本町 17
(株) ANYONE カラダラボ	恵庭市大町 4 丁目 2-27
デイサービス おしゃべりサロン	恵庭市本町 146
セントラルフィットネスクラブ恵み野	恵庭市恵み野里美 1 丁目 2-1
緩和ケアクリニック・恵庭	恵庭市白樺町 3 丁目 24-1

6. 今後の予定

平成 30 年 2 月 14 日	恵庭市社会福祉審議会 高齢者福祉・介護保険専門部会 (報告)
平成 30 年 3 月 9 日	恵庭市保健センター運営協議会 (報告)
平成 30 年 4 月 1 日	委託契約

7. 参 考 平成 29 年 8 月 10 日報告事項資料 (裏面)

平成29年8月10日報告事項資料抜粋

1. 事業目的

要介護の状態になる可能性の高い高齢者に、運動や口腔機能の向上や社会参加の機会を提供することで介護予防を図ること。

2. 事業の経緯

平成18年度(介護保険法改正により)特定高齢者施策として開始

平成23年度(介護保険法改正により)2次予防施策として実施

平成29年度(介護保険法改正により)通所型短期集中予防サービスとして実施

3. 対象者

介護予防・日常生活支援総合事業対象者のうち、ADL・IADLの改善に向けた支援が必要なケース等

4. 実施体制及び実績

※市直営による教室方式

	実施体制	実 績			
			H26	H27	H28
		対象数	148人	187人	209人
生活機能向上	年3回 1クール12回（3カ月）	実数	9人	17人	5人
高齢者体力向上	同上		7人	7人	12人
口腔機能向上	年4回 1クール3回（2カ月）		26人	23人	19人
		合計	42人 (28%)	47人 (25%)	36人 (17%)

5. 課題

- ①参加者数が伸びず、介護予防事業として効果的な事業展開となっていない。
- ②直営事業のため、適時のサービス提供に困難がある。

6. 対応(案)

総合事業の趣旨は地域の実情に応じて、住民等の多様な主体が参画し、多様なサービスを充実することとし、地域に根ざした介護予防の推進が求められていることから体制の転換を図る。

1) 体制変更

- ①直営から委託への事業方法転換(委託先の案 ～介護保険事業所、スポーツクラブなど)
- ②機能別の3事業(生活機能・体力向上・口腔機能)を統合し、総合的な介護予防事業の検討

2) 期待される効果

- ①随時の利用が可能になる(例として毎月初め開始)
- ②複数会場での実施が可能になる(住まいの近くの事業所)
- ③専門的な対応が可能になる(トレーニング機器の利用など)

恵庭市地域密着型サービス事業者の指定（更新）について

平成30年2月14日
高齢者福祉・介護保険専門部会
報告事項 その他①

1. 指定について

介護保険法第78条の2第1項の規定により、地域密着型サービス事業者に係る指定権限は市町村です。
当該事業所より更新申請なされたことから、運営等について、介護保険法施行規則第131条の8、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準に基き、審査し、指定更新したので報告します。

2. 指定地域密着型サービス事業者概要

当初指定年月日	平成24年2月14日
指定更新年月日	平成30年2月14日
指定満了月	平成36年2月13日

① 事業者	法人名	社会福祉法人 恵望会
	所在地	恵庭市柏木町429番地の6
	代表者	理事長 佐伯 昇
事業所	事業所名	<u>ユニット型地域密着型特別養護老人ホーム恵望園はなえにわ</u>
	所在地	恵庭市柏木町429番地の16
	事業名	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
	定員（登録）	10名
	事業所名	<u>地域密着型特別養護老人ホーム恵望園はなえにわ</u>
	所在地	恵庭市柏木町429番地の16
	事業名	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
	定員（登録）	19名

② 事業者	法人名	社会福祉法人 健美会
	所在地	恵庭市島松本町4丁目9番5号
	代表者	理事長 鶴田 力
事業所	事業所名	<u>地域密着型特別養護老人ホームふる里えにわ「さくら」</u>
	所在地	恵庭市島松本町4丁目9番5号
	事業名	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
	定員（登録）	10名
	事業所名	<u>地域密着型特別養護老人ホームふる里えにわ「こぶし」</u>
	所在地	恵庭市島松本町4丁目9番5号
	事業名	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
	定員（登録）	19名

3. その他（次年度中に更新・更新申請受付となる事業所）

名 称	指 定 年 月 日	指定の有効期間満了日
リハビリ特化型デイサービス カラダラボ恵庭	平成24年 6月29日	平成30年 6月28日
リハビリ専門デイサービス ゆとりえ	平成24年 7月25日	平成30年 7月24日
恵庭市ひがし地域包括支援センター	平成19年 4月 1日	平成31年 3月31日
恵庭市みなみ地域包括支援センター	平成19年 4月 1日	平成31年 3月31日
デイサービスすまいるの家	平成19年 4月24日	平成31年 4月23日

※恵庭市きた地域包括支援センターについては、平成30年度以降の運営業務受託の辞退について
申し入れを受け、公募・決定したことから、上表と同時期にならない。

指定介護予防支援の一部委託

平成30年2月14日
高齢者福祉・介護保険専門部会
報告事項 その他②

介護予防支援業務の一部委託については、介護保険法第115条の23第3項で指定介護予防支援事業者は厚生労働省令で定めるところにより、指定介護予防支援業務の一部を厚生労働省令で定める者に委託することができると定められています。

また、介護保険法施行規則第140条の35では、指定介護予防支援の一部を委託しようとするときは、あらかじめ市町村長に届け出なければならない旨が定められています。

平成30年2月までに新たに1件の届け出がありましたので、以下のとおり報告します。

番号	1
指定介護予防支援事業所	みなみ地域包括支援センター
契約年月	平成30年1月1日
指定居宅介護支援事業所	樽前慈生園居宅介護支援事業所
法人名	社会福祉法人 苫小牧慈光会
委託期間	1年間
委託する理由	平成29年11月末に脳梗塞で入院。要介護見込みで退院後、暫定で福祉用具レンタルのサービスを開始されたが、要支援2の結果となった。住所地は恵庭市だが、今後も苫小牧市での生活を送る事や他の介護サービスの利用意向がある。 地域の実情や最新情報を把握している居宅介護支援事業所へ委託することで、より適切なサービス利用による支援を受けることが可能となると考えられるから。

■ 審査について

介護保険法第115条の23第3項、及び指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準第12条を基に審査しました。